

六義考——『古今集』序の精神——

原岡 佑里

序

『古今和歌集』（以下『古今集』とする）には、仮名序と真名序という二つの序文が存在し、その二つが誰の手によって書かれたものであるかということや、成立の先後關係については、これまでに様々な論文が発表されている。^(注)そして、この両序に関しては、未だ解決を見ない疑問点が多く、あらためて丁寧に読み解いていく必要がある。その中で、本稿では仮名序の言う「うたのむつのさま」、真名序で言う「六義」に注目をしたい。仮名序において、「そもそも、歌のさま、六つなり。唐の詩にもかくぞあるべき。」と述べられている部分は、真名序では「六義」という書き方がされている。真名序と仮名序を比較した場合、一方のみ見られる文章があつたり、序文の中で登場する箇所が異なっていたりと、完全に一致しているわけではないが、その中において、六義の記述というのは両序の間に相当の違いがある部分であるといえよう。そのため、多くの論文が発表され、六義に関する研究が行われている。^(注)

現在の六義研究は、中国のどの六義を参考としているの

かを疑問点として、それを解き明かすことに重点が置かれている。仮名序の「うたのむつのさま」が、中国文学から影響を受けて作られたものであることは、疑いようが無いであろう。しかしながら、中国文学の六義との比較に重点を置くことによって、日本で六義がどのようなものとして用いられていたのかという点の解決がおろそかになっているように筆者には思われる。仮名序における六義を考えるにあたって、日本の歌論のなかで六義がどのように論じられていたのかを辿ることも、重要ではないだろうか。本稿では、『古今集』成立に比較的近い年代に書かれたと考えられる平安期の注釈書を中心として、仮名序作者がどのような意図を持って「うたのむつのさま」を記したかに迫っていきたいと思う。

平安時代の歌学書を考察するにあたって考慮すべきは、『古今集』に付けられたいわゆる古注の存在である。この古注の成立時期や記した人物については、未だ明らかにされていないが、公任注との関係を指摘している論文も見られ、無視のできない存在と思われる。まず、公任注と古注

との関係を、先行論文を参考としながら解きあかしていきたい。

(一) 先行論文の比較

「公任卿注」については、その全文は散逸して残っておらず、『古今集顕昭注』に「公任卿注」という書き出しで注が付けられている部分が十九箇所見られる。この注を『古今集』の序文と照らし合わせていくと、「公任卿注」には、真名序独自の文章に付された注が六箇所見られる。これに対して、仮名序独自の文章に付された注はなく、このことから、「公任卿注」は、公任が真名序につけた注であったというのが通説となっている。このことに関しては、先行する論文が見られるため、それらの述べるところを纏めた後、再検討を加えていきたい。

まず、小沢正夫氏「平安前期の歌論と中国詩論―藤原公任の歌論を中心として―」^(注4)では、「顕昭注にいう「古注」と「公任卿注」との関係はどうなるのかということ」を問題点とし、「顕昭はこの二つの名称を区別して使い、両者を混同していることは無いようである」という指摘を加えている。そして「顕昭の序注に引かれた他の公任注もすべて真名序の注なのである。さらに、顕昭は「古注」と「公任注」との二語を使い分けているのだから、『顕昭注』だけを資料

として考えるならば、「公任注」とは真名序だけの注だということになる。仮名序古注の筆者・年代などは明らかでないが、公任はこれを知っていて、真名序を執筆しながら古注に対して不満を感じたこともあったと思う。」とし、「公任卿注」は公任が既に古注の付けられた仮名序を見ながらつけたものだと言っている。

一方、西村加代子氏「古今集仮名序「古注」の成立」^(注5)は、小沢氏同様に「「公任卿注」は真名序独自の記事について注した例が六箇所あり、逆に、仮名序独自の記事について注した例は見えない。この指摘通り、古今集真名序についての注と考えられる」と、「公任卿注」は、古注に対して真名序注であると述べられており、この点では小沢氏と共通している。しかし、西村氏は、六義の部分について詳細な検討を加えられ、古注と公任真名序注の説が共通することを指摘している点が注目されよう。また、「公任真名序注は、鄭衆注を引用し、孔疏は引用しない。古注は、孔疏・鄭衆注のいずれかに拠ったとも、あるいは公任真名序注に拠ったともみられる」と、古注は「毛詩正義」と密接な関係であるという小沢氏の論をより深く追求している。その上で、「ただ」と歌(真名序では「雅」)の「称誉時世也。」及び、「命飲宴賞美花月、可用此体也」というように、「也」という断定の辞で終わる箇所は、「書物等から

の引用ではなく、公任が自身の言葉で解説したものと考えられる」とし、『毛詩正義』に出典の見当たらないものについては、公任自らの言葉によって解説されたと解されている。また、出典が不明な「八色の雲」という語が用いられている点、六義説全体を見渡したとき、「公任真名序注は孔疏と大序を基に記し、鄭箋・孔疏には拠らず、大序か公任真名序注によって記しつつ仮名序批判を行っていることになる」と指摘し、「古注と公任真名序注の説は、互いによく似て矛盾する点がない」事や、『毛詩正義』の説に關して、公任真名序注が引用していない部分を、古注が独自に用いている例もほとんど無い。すなわち、古注は、『毛詩正義』のうち公任真名序注が引用した部分のみを用いたか、あるいは公任真名序注そのものを参照したと見られる」という見解を述べている。それらの点を踏まえ、西村氏は「古注と公任真名序注の説明の緊密さから、古注も、公任自身の手になった可能性が高いといえよう」と、古注も公任の手によってかかれたものだとし、公任が古注を記した理由としては、公任序注では「奇稲田姫」と書かれている部分が古注では「女」になっている点、公任序注では「王仁」だけであるのに対し、古注では「王仁といふ人」という表現をしていることを根拠として、公任が真名序注を作った後に、古注を女性のために作ったのだとしている。

杉田まゆ子氏「公任歌学と古今集序注——仮名序古注と公任序注の先後——」^(注)では、先行論文をあげた後、公任序注の場合、六個所が真名序独自の文章に付された注であり、仮名序独自の文章に付されたものはないことから、通説通り、公任序注は真名序注であったと見てよいとされている。また、古注に示される平兼盛の歌を取り上げ、公任が雅の説明として孔疏注を纏めた後、兼盛の歌から小雅に注した孔疏注を導き出したとする小沢説に対し、「公任序注に逐語的に花見の宴の様子を対応させたと見るのが自然であろう」と言われ、また、古注の六義説が不十分な理解で解釈が推し進められている点を指摘されている。また、「六歌仙の秀歌例は、公任の秀歌撰の傾向と異なる」、「遍昭の秀歌注は公任注ではない」、「古注には藤原公任が注したとは考えがたい注記が数箇所に見えてくる」のに対し、「古注の誤りについて公任序注には何も反応がない」ことをあげられ、「公任注が先、古注が後、また古注著者は、公任と別人」という見解を示し、古注の作者については、古注が通俊の時代には著者不明となっていることから、公任により近い年代の人物と考えている。

これらの論文を比較してみると、「公任注と古注の作者は別人であり、成立は古注のほうが先」であるとされている小沢説、「公任注及び古注の作者は公任であり、成立は

公任注のほうが先」であるとされる西村説、「公任注と古注の作者は別人であり、成立は公任注のほうが先」であるとされる杉田説があることがわかる。^(註七)ここから、公任注、古注の作者、及び成立の先後について、考察すべきことが導かれてくる。以下、これらの先行研究を参考としながら、どのように考えるのが良いのか論を進めていきたい。

(二) 成立の先後

成立については、小沢氏が古注のほうが先であろうと述べているのに対し、西村、杉田両氏は公任注のほうが先であろうとしている。先後関係について詳しく見ていく前に、六義(歌の六つのさま)について公任注と古注を比較していきたい。

風(そへ歌)以下、公任卿注^(ま)公、古注^(ま)古と表記する。

【公】譬喻不^レ斥言也。今諷^レ言体也。風^レ化天下、正^レ夫婦、故用^レ之郷人^レ云々。尤便^レ於恋歌。

【古】なし

賦(かぞへ歌)

【公】直陳^レ其事、不^レ譬喻^レ者、法賦詞也

【古】これはただ事にいひて、ものにたとへなどもせぬことなり

この歌いかにいへることにかあらむ、この心えがた

し、いつつにただこと歌といへるなむ、これにはかなふべき

比(なずらへ歌)

【公】方比^レ於物、諸言如^レ表^レ比詞

【古】これはものになずらへて、かやうになむあるとやうにいふなり

この歌よくかなへりとも見えず、たらちめのおやのかふこのまゆごもりいぶせくもあるかいもにあはずて、かやうなるや、これにはかなふべき

興(たとへ歌)

【公】託^レ事於物、諸拳^レ草木鳥獸、以見^レ意者、法興詞也。

比顯興隱云々

【古】これはよるづのくさ木とりけだものにつけて、心をこむるなり

この歌はかくれたる所なむなき

されどはじめのそへ歌とおなじやうなれば、すこしさまをかへたるなるべし、すまのあまのしほやくけぶり風をいたみおもはぬ方にたなびきにけり、この歌などかやふべからむ

雅(ただごと歌)

【公】齊正為^レ後世、法^レ其道、述^レ其美云々。称^レ誉時世也。

又小雅有^レ飲食賞勞宴賜云々。命^レ飲宴賞^レ美花月、

可^レ用^二此体^一也。

【古】これはことのとのほりただしきをいふなり

この歌の心さらになはず、とめ歌とやいふべからむ
山桜あくまで色を見つるかな花散るべくも風ふかぬ
よに

頌（いはひ歌）

【公】美^二盛徳之形容^一、告^二神明^一也。祝歌之体也。

【古】これは世をほめて神に告ぐるなり。この歌、いはひ
歌とは見えずなむある。

春日野に若菜摘みつつ万世をいふ心は神やしるらむ
これらや、すこしかなふべからむ。

まとめ

【公】抑風雅頌者異^レ体、賦比興者異^レ詞。以^二彼三詞^一成^二
此三形^一云々。

【古】おほよそ、六種に分かれむことは、えあるまじきこ
とになむ。

六義について述べられている箇所を並べると、このよう
になる。風については「公任卿注」には記載があるものの、
古注には記載が無い。「公任卿注」にみられる風の説明は、
「毛詩」大序に「風之始也所^下以風^二天下^一而正^中夫婦^上也故
用^二之郷人^一焉用^二之邦国^一焉」という記載が見られることか

ら考えて、「毛詩」大序を参照したのであろう。「公任卿序」

の文末が「云々」で閉められている箇所については、西
村氏（前掲論文）が、雅の箇所の「公任卿序」を例に挙げて、

「ところで、公任真名序注の波線二箇所（称誉時世也。」の部分

及び、「命飲宴賞美花月、可用此体也。」は、「毛詩正義」にそのま

ま同じ文言は見当たらない。また、公任真名序注の実線部

と点線部、つまり「毛詩正義」から引用した部分は「斉正

……其美云々」「小雅……宴賜云々」のように、いずれも

「云々」で閉じられている。一方、波線部の末尾は「称^レ誉

時世也。」「命^レ飲宴……可^レ用^二此体^一也」のように、「也

」という断定の辞で終る。これらのことから、公任真名序

注の波線部二箇所は、書物からの引用ではなく、公任自身

の言葉で説明したものと考えられる」と、説明されている。

ただし、ここで注意しなければならないのは、雅以外の箇

所に見られる「云々」、及び「也」で終わる箇所であ

る。「也」という断定の辞で終える箇所は、雅の部分以外

にも見られる。まず、賦の「公任卿注」では、「直陳^二其事^一、

不^レ譬喻^一者、法賦詞也」という説明がされており、雅の「公

任卿注」と同様、この説明が公任独自の考えに拠ったもの

かといわれれば決してそうではなく、「毛詩正義」には、「直

陳^二其事^一不^レ譬喻^一者皆賦詞也」という記載がある。「法

と「皆」という違いはあるが、しかし全く同様の箇所が見

られない雅の部分とは違い、ほぼ『毛詩正義』からの引用であることは認められよう。このような箇所は賦の説明のみではなく、興の部分では、「託事於物」諸拳「草木鳥獸」以見意者、法興詞也。比顯興隱云々」という説明に対し、『毛詩正義』には「諸拳草木鳥獸、以見意者、皆興辭也。」と記されており、頌についても、『毛詩』大序に「美盛徳之形容、以其成功告於神明者也」と、「公任卿注」にみられる「美盛徳之形容、告神明也。」と同様の一文を見つけることが出来る。逆に、「云々」で終わる箇所に目を移せば、興に見られる「比顯興隱云々」という箇所については、『毛詩正義』に「比顯而興隱当先」に続く文章も見られ、細かい点では違いもあるが、この箇所も『毛詩正義』からの引用といえる。また、六義について纏めた箇所にも、「以彼三詞成此三形云々」という記述がある。この箇所に関しては、全く一致する文章は見られないものの、「六義者賦比興之詩之所用風雅頌之詩之成形用彼三事成此三事」と、分類等「公任卿注」と似た箇所がある。公任が、六義のまとめにおいてこの部分を引用した可能性については、小沢氏が前掲論文において「異詞」の「詞」は『正義』の「辭」を「詞」に変え、「以彼」以下八字は『正義』の長い注釈の中間を省略し、最後の「彼用三字。形此三字」を言い換えたのだと思われる」との解説を加えている点も

参考にしたい。これらを参考とすれば、六義の纏めの部分においても、公任が『毛詩正義』を元にした部分と考えられよう。とすれば、「云々」で締められている箇所に関しては、西村氏の言うように、『毛詩』もしくは『毛詩正義』からの引用を述べた箇所であろうが、「也」という辞で終わる箇所に關しては、必ずしも公任独自の考えを述べた箇所ではなく、引用元の『毛詩』もしくは『毛詩正義』の文章が「也」で締められている場合、其の通りに引用していることを考慮しなければならないように思う。

さて、このように公任は、真名序注において、『毛詩』大序もしくは『毛詩正義』を引用し、尚且つ自身の考えも述べているといえるわけだが、このことを前提として、古注の成立について考えていかなければならない。

小沢氏は「いつはり」の歌を指し、「これは、いつわりのない世の中を尋ね求める歌、すなわち、『覓め歌』ではあるが、真正の『雅』にはまだいくらかの距離がある。それで本当に時世を称誉し、現世を謳歌する雅の見本を示せというなら、『山桜あくまで色をみつるかな……』が適当であろう」と、古注は言うのである。」と述べ、古注が最初であるという解釈をされている。それに対し、西村氏は前掲論文において、「ただこと歌」の例歌をあげ、「山さくらあくまで色をみつるかな」という、花見の折の歌を提

示しているのは、公任真名序注の「賞^二美花月^一、可^レ用^二此^一体也」と関連し、「花ちるべくもかせふかぬ世に」は、「称^二誉時世^一也」に適合するため、この歌は公任の解説に合った歌であるとしている。その上で、「ただこと歌」の例で、公任真名序注のみに見える独自の説明があつてこそ、古注の例歌「山ざくらあくまで色を……」の適切さが十分理解できた。これらの点から推せば、公任真名序注がまず成立し、その公任真名序注を基にして古注が作られたように考えられる。」と、古注において添えられた例歌と、「公任卿注」において公任自身の言葉で述べられた箇所とが一致していることを根拠として、古注のほうが後に成立したと考えている。成立の先後関係については、杉田氏も前掲論文において、この例歌を挙げ、「公任が雅の説明として孔疏注をまとめた後、兼盛の歌から小雅に注した孔疏注を導き出したとするよりも、公任序注に逐語的に花見の様子を対応させたと見るのが自然であろう」と、西村氏に従う考えを述べている。

このように、どちらが先に成立したかということを考えるにあたって、西村、杉田両氏は、古注の和歌が公任注に独自に付けられた注の部分と合致することを理由に挙げている。この二つが合致することに関して疑う余地はないが、しかしそれを成立の先後関係と結び付けてしまうこと

には、少々疑問を感じざるを得ない。というのも、六義説において、公任独自の考えを述べている箇所は、この「雅」の部分のみではない。「風」の「公任卿注」に注目すれば、その説明の最後に、「尤便^二於恋歌^一」と、「風は恋歌において使う」という一文が追加されている。この考えは、『毛詩』や『毛詩正義』に見られるものではなく、公任独自の考えであるといえるだろう。しかし、『古今集』仮名序において、「風」に対応する「そへ歌」に添えられている例歌は、「難波津」の歌である。この歌は、恋歌と捉えることが出来るかといわれれば、詞書から考えてもそれは不可能であろう。ということは、この「風」の箇所については、公任独自の考えが述べられているにも関わらず、古注にはその歌が加えられていないということになる。とすれば、公任は、「雅」の部分に関しては、真名序注に記した自分の意見を反映させたにも関わらず、「風」に関してはそれをしていなかったことになる。また、六義のまとめの部分についても注目したい。「公任卿注」において、六義の纏めは、「抑風雅頌者異^レ体、賦比興者異^レ詞。以^二彼三詞^一成^二此三形^一云々」となっており、これは前に述べたように、「毛詩正義」を引用しつつ、六義について一応のまとめを加えている。それに対し、古注では、「おほよそむくさにわかれんことは、えあるまじきことになん」と、歌が六種類に分か

れるということが、えあるまじきことと否定してしまっている。確かに古注は「仮名序」に付けられた注であり、「公任卿注」は「真名序」に付けられた注であるから、うたのむつの様と六義について論じたものとの違いはあるが、『毛詩正義』を参考としながら一応のまとめを加えたものに対して、「えあるまじきこと」というふう（六義の風と紛らわしいので仮名にする）に言い切ってしまうことに対して疑問が残るのである。古注も公任の付した注であるというのであれば、「公任卿注」において述べられている纏めに對する言及があつてよいはずであり、それを無視して歌の六つの様を否定してしまつてゐるといふのは、やはり古注と「公任卿注」の作者が同一であつたと考えるべきではないことを示しているのではないだろうか。また、成立の先後關係についても、真名序注において結論の出されている六義の説明に對して、「えあるまじきこと」といふ注を加えたと考えるよりも、先に「えあるまじきこと」と記す古注があり、それに対して公任が真名序注においては「毛詩正義」の解釈を用いたと考えるのが適當かと思われる。また、西村氏は、古注が公任卿注の作であるという根拠として、典拠不明の「八色の雲」が見られることをあげている。「八色の雲」といふ語に關しては、確かに典拠は不明ではあるが、公任以後にあつては、『俊頼髓腦』に「八雲たつ」

の歌の解説として、「これは素盞鳴尊と申す神の、出雲の國にくだり給ひて、足なづち手なづちの神のいつきむすめをとりて、諸共に住み給はむとて宮づくりし給ふ時によみ給へる御歌なり。これなむ句をと、のへ、文字の數をさだめ給へる歌のはじめなる。八雲たつといふはじめの五文字は、その所に八色の雲の立ちたりけるとぞ書き傳へたる。」という記述を見ることが出来る。また、それ以降にも、『古來風體抄』に「三十一字のうたのはじめはさらに申もことふりにたれど、そさのをのみことのいづものくに、いたりて、みやづくりしたまふとき、やいろのくものたちけるによみたまへるうた」といふ記述が登場する等、古注及び「公任卿注」だけに見られる特別な記述というわけではないようである。「八雲」といふ表現は、現在においては「みごとな雲」といつた解釈をすることが適當であると考えられているが、古注の記述にしたがつて「八色の雲」といふ解釈を加えている歌論書が見られるため、典拠不明の「八色の雲」を用いていることが、古注までもが公任の手によるものであるということへ結びつけて考えることは出来ないだろう。無論、後世の歌論書が古注の影響を受けたとも考えられるが、それは「公任卿注」においても同じことが言える。既に古注があり、それを見て公任が注を加えたと思えるならば、「公任卿注」において「八色の雲」といふ語

が用いられているのはごく自然なことではないだろうか。

また、西村氏は、奇稲田姫という名をあげずに「女」という解説だけで済ましている点、公任注では「王仁」と述べられているのに対し、古注では「王仁という人」と紹介されていることなどを例に挙げ、「古注は日本書紀等の知識の乏しい人を念頭に、優しく説いたもののように思われる」と述べているが、漢語文と仮名文の違いを考えても、「王仁」と「王仁という人」との間に意味的な違いがあるようには思われない。むしろ、古注で「女」という解説しか為されていないのは、古注作者が日本書紀等への知識が乏しいためであり、公任は古注に対しより詳しい注をつけたとも考えうる。また、古注の成立と、公任注の成立との先後関係にあつては、杉田氏も古注と「公任卿注」との作者は別であるとした上で、古注の成立のほうが後であると考えている。その根拠として、同氏は古注の「素盞鳴尊は天照大神兄なり」を示し、「素盞鳴尊を「天照大神の兄」とするのは古注のみである。(略)果たして天照大神と素盞鳴尊の関係を誤るものであろうか」と、この二人の関係を誤っていることに対しての疑問を提示している。そして、「古注は藤原公任が犯しそうな誤りを書き加えたことになり、よって二作品は別人の手になったといえよう。また、公任序注は古注より後の作であれば、教長や顕昭同様この

点を指摘しているであろうから、先後関係は明らかである」とし、古注における誤りが公任注で指摘されていないことを根拠として、公任注の成立は古注より先であるとすると、この古注の誤りについては、確かに顕昭も自身の注において「而古注ニ、スサノヲノミコトハ、アマテルオホン神ノコノカミナリトイヘル、如何」というふうに疑問を提示しており、現在においては、竹岡正夫氏が『古今和歌集全評釈』^(注10)において「素盞鳴尊＝天照大神のイロセ・ナセ＝兄＝コノカミと誤解されていたのかもしれない」とし、その誤りの原因の明確な理由は推察の域を出ないが、古注の記述は明らかな誤りであることは確かである。ただ、この古注の誤りを公任が指摘していないことが、先後関係に直接関わってくるかといわれれば、それは疑問である。その理由として、現在、「公任卿注」は、顕昭注に引用されている部分でしかその存在を確認することが出来ないことがあげられるだろう。顕昭が、「公任卿注」の全てを引用しているか否かについては定かではないが、全文が発見されていない段階で、「公任が誤りに触れていない」と言い切ってしまうことは出来ないように思われる。また、顕昭が引用した公任注がどのくらい正確なままの姿で伝わっているのかという点においても疑問が残る。

小沢氏は、前掲の論文において、「公任注をみると「三詞」

すなわち不比興を「彼」と呼び、「三形」即ち風雅頌を「此」と呼んでいるのはなぜだろうか？」と、『顕昭注』に引用された公任注では意味が通らないことに言及し、「現行の『顕昭注』でいつ脱落したのか私には分からないが、公任注が『正義』のこの語句を削除して、「彼」と「此」をそのままにしておいては意味をなさぬと思う」と、脱落の可能性を指摘している。

このほかの部分においても、「顕昭注」の正確性に疑問が残る箇所がある。「公任卿注」中に、

【仮名序】

今は、明日香河の瀬になる恨みも聞えず、さざれ石の巖となる喜びのみぞあるべき。

【公任卿注】

ヨノナカハナニカツネナルカスカッハキノウノウウチゾ
ケフハセトナル

キミガヨハチヨニヤチヨニサッレ石ノイハホトナリテ
コケノムスマデ

という部分がある。ここで注目したいのは、「公任卿注」に見られる「君が代」の歌である。仮名序の文章は、「公任卿注」の述べる歌を念頭において書かれた部分であることは間違いないだろうが、『古今集』中にみられる「君が代」

歌は、

わが君は千代に八千代に細れ石の巖と成りて苔のむす
まで(343)

と、初句が異なっている。『新編日本古典文学全集』には、このことに関して、「第一句を「君が代は」とすることは、顕昭の『古今集序注』に引かれる公任卿注が初見であろう」と述べられている。顕昭注以前の歌論集においては、壬生忠岑『和歌體十種』や、藤原清輔『奥義抄』にも登場するが、これらも「わが君は」の歌である。この「君が代」歌については、『和漢朗詠集』についても同じ歌が見られる事が注目されよう。『和漢朗詠集』は、藤原公任撰の歌集であるため、「公任卿注」との関わりも深いものである。その中では、

わがきみは千代に八千代にさざれ石の巖となりて苔の
むすまで(776)

と、『古今集』と同様、「わが君」になっている。『和漢朗詠集』の諸本の異同を見ると、「古梓堂文庫所蔵古鈔本」に、「君が代」との例が見られるものの、他の諸本は「わが君」と記されている。また、安倍直明筆本をみると、

わかきみはちよにやちよにさ、れいしのははとなり
てこけのむすまで

へキミカヨハチヨニヤチヨニヒトタヒキルチリノシラ
クモカ、ルヤマトナルマテ

と、順の歌を小文字で併記している例も見られ、「わが君は」で始まる歌に若干の揺れが見られることが解る。このことについては、柿村重松『和漢朗詠集考證』^(註1)に、「平安末ごろからは、歌詞も「君が代は」と変わり、宴会歌舞の後には必ず本歌を歌って祝いおさめることになったようである」との注釈が加えられており、「わが君は」として詠まれた歌が、次第に「君が代は」に変化したと考えることが出来よう。ただ、公任が既に「わが君は」の歌を「君が代は」と捉えていたかについては疑問がのこる。それは、『和漢朗詠集』の選者が藤原公任であり、異同等々を見る限り、『和漢朗詠集』においては、「わが君は」と表記されていた可能性が高いからである。そうだとすれば、この歌は、「公任卿注」にあつたままの形で「顕昭注」に採られたと考えるよりも、顕昭の手によって普段歌いなれている歌に書き換えられたと考えるほうが良いだろう。これらの例を見れば、「顕昭注」に見られる「公任卿注」がどの程度もとの形を保っていたかに疑問が生じることが解るだろう。

杉田氏の言うように、古注の誤りを公任が訂正していないために、「公任卿注」の成立が後であるというのは、「顕昭注」に見られる部分が「公任卿注」の全てとは言いつれない点、また、どの程度正確に引用されているかに疑問が残る点を考慮すると、このことよって先後関係を断定し

てしまうことは出来ないように思われる。

以上、西村氏、杉田氏の論文を比較検討しながら、「公任卿注」の成立について考えてきた。ここまでの考えを纏めると、

・公任卿注と古注とで同じような語が使われていることを根拠として作者が同じとの論があるが、古注が先に成立していたと考えれば、古注を参考にして注をつけたため同じ語が登場している可能性がある。

・公任卿注が先に成立したと考えるのであれば、公任卿注に書かれている部分が古注で触れられていないことについて触れなければならない。

といえ、「公任卿注」の成立は、「古注」より後であり、公任が古注を見ながら真名序に注をつけたため、似通った表現が見られると考えるほうが自然といえるのではないだろうか。勿論古注の作者についても考えなければならないが、しかし公任が古注まで記したというには証拠不足であり、時代的には平兼盛^(註2)から公任の間に在った人と考えるべきだと思う。

(三) 「古注」の六義論

一、かぞへ歌

第二節で考えたように、「古注」と「公任卿注」とでは、「古

「注」の成立のほうが早いということになる。とすれば、六義に関する注釈で一番『古今集』に近いのは「古注」ということになるから、まずは「古注」の六義論について考えていきたい。

「古注」において、「六義」は「おほよそ、六種に分かれむことは、えあるまじきことになむ。」と纏められているように、中国の六義を和歌にあてはめて解釈した仮名序を否定的な態度で捉えている。ただ、風については、「古注」は何も触れていない。風は、他の五つとは違い、歌の前に「大鷦鷯の帝をそへ奉れる歌」という語が添えてあり、その歌が意味するところが解りやすいからであろう。ただ、注が加えられていないのは風だけであり、あとの五つは新しい例歌を添えながら独自の論を展開している。その五つを検討し、「古注」における六義論を考えていく。

「古注」における六義論の特徴は、六義を和歌にあてはめようとした姿勢を否定しながら、新たな考えにおいて「歌のむつの様」を展開していこうと試みているところにある。古注にしたがって例歌を添える。

そへうた

かぞへ歌

いつはりのなき世なりせばいかばかり人の言の葉う

れしからまし

なずらへ歌

たらちめの親のかう蚕の繭こもりいぶさくもある
か妹に逢はずて

たとへ歌

須磨の海人の塩焼く煙風をいたみ思はぬ方にたな
びきにけり

ただごと歌

山桜飽くまで色を見つるかな花散るべくも風吹か
ぬ世に

いはひ歌

春日野に若菜摘みつつ万世をいはふ心は神ぞ知る
らむ

歌のむつのさまそれぞれに対し、古注の提示する例歌は右のようになる。かぞへ歌の部分には、ただごと歌の例歌が相応しいとされ、あとの部分は新しい例歌が付せられている。かぞへ歌に関して、「咲く花に」の歌が相応しくない理由として、古注は「これは直言にいひて、ものに譬へなどもせぬものなり」と、「かぞへ歌は、直言にいひて、ものに譬えたりしないものである」とした上で、「この歌、いかにいへるにかあらむ。その心えがたし。」と、例歌の言い回しを疑問視している。直言というのは、『毛詩正義』

の「直に其事を陳べる」に対応する箇所と考えられている。これから解釈すれば、ただ単に「ありのままに陳べて譬喩などしない歌」という風に捉えることが出来そうであるが、果たしてそれだけであろうか。

ここで、「直言」という語に注目したい。「直言」という言葉は、中国『礼記』、『春秋左氏伝』の中でも用いられている語である。

『礼記』には、

内以治^二宗廟之禮^一、足以配^二天地是神明^一。出以治^二直言之禮^一、足以立^二上下之敬^一。(哀公問第二十七)

とある。これは、前編が魯の哀公の孔子に対する質問と、孔子の応答という形をとりながら礼節や正論を述べたものとなっている中の一文であり、政治の根本を述べた部分である。この部分のみでは「直言」の意味は取りづらいが、時代はくだるが『礼記』の注釈である『礼記訓纂』を見ると、「直、猶正也。直言、謂出政教也」という記載も見られる。これなどはまさしく、「直言」を「正言」と理解し、政教的な意味合いの語として理解しているといえよう。とすればこの箇所の意味は「内は宗廟の礼を怠らずに天地の神がみの御働きを助け、外では公正の政言を実施して上下臣民の尊敬を集めることに努める」ということになるかと思う。また、

『春秋左氏伝』には、

初、伯宗每朝、其妻必戒^レ之曰、盜憎^二主人^一、民惡^二其上^一、子好^二直言^一、必及^二於難^一。(成公十五年)

とある。これは、每朝妻が伯宗に向かって、「盗人は己の主人をねたみ民は上の人を憎む。あなたは直言を好んで憚らないため、きつと禍にかかるであろう」と述べているという文章である。この場合の「直言」も、文脈から捉えて「正言」であり、「政教的な発言」と解釈してよい例であろう。これらの例から、中国文学において、「直言」という語が政治と関係ある意味で用いられていることがわかる。次に漢字の面から考える上で、字書類を見ていきたい。

「直」という語は、『説文解字』を見ると「正見也」と記されており、『広韻』には「正也」と見られる。「正」については、『釈文』に「正、本文又作政、謂政教也」という記述が見られる。また、『詩経』大序に、「故正得失、動天地、感鬼神、莫近於詩」という記述があり、『毛詩正義』に「本又作政。謂政教也。両通近如字」との注が加えられていることから考えても、「政」に通じる漢字であったのだろう。これらの例を見ると、「直言」というのは「正言」であり、「政言」であると考えられる。

以上のことを踏まえれば、「古注」が示しているのは、ただ単純に「直に其事を陳べた」「譬喩などしない歌」と

いう意味だけではなく、「政言」で「譬喩などしない歌」ということになるのではないだろうか。これは、『毛詩』鄭玄注にみられる、「賦云鋪陳今之政教善惡」という記述に通ずるところである。

古注のかぞへ歌の注に関しては、小沢氏が『古代歌学の形成』の中で、「(1) かぞへ歌とは修辭上の直叙の歌であること、(2) 例をあげるならば仮名序がただごと歌の例として挙げた「いつはりのなき世なりせば……」の方が適当であること、の二点に帰する。」とされており、古注がこのような理解を示した背景には、「(1) が『毛詩正義』の「直にその事を陳べ、譬喩せざるもの……」によっていることはいうまでもないが、これは仮名序が賦の語義について当時の人々が持っていた社会通念に大まかによっているのを、古注が例のごとく、『正義』を引き合いに出して批評しているのである。ただし、小沢氏は、この場合古注の論旨は政教主義の立場からではなく、修辭上の立場から進められ、その結果、(2) のように「いつはりの」の歌を例歌にしようということになる。」と、全体に政教的な解釈を加えている『毛詩正義』とは異なり、古注の「かぞへ歌」は政教的な意味を排除した解説が加えられているとされている。しかしながら、前に述べたように、「古注」にみられる直言は政教的な意味を持つ言葉であると考えられ

るから、「かぞへ歌」の解説に関しても、『毛詩正義』と同様、政教的な意味を含んだものになっているといえるのではないだろうか。

例歌に目を移すと、古注は、仮名序では「ただごと歌」に相応しいとされていた「いつはりの」の歌を引用している。これは『古今集』にも収録されており、巻第十四恋歌にみる事ができるが、男女の関係を表現しているだけでなく、偽りの無い世の中を求めている歌であるといえよう。確かに、修辭上のことを考えれば、「直にその事を陳べ、譬喩せざるもの」と捉えることが出来るが、この歌の意味はそれだけではない。

ここで、ただごと歌の古注に目を向けたい。そこには、「これは事のととのほり、ただしきをいふなり。この歌の心さらかなはず。とめ歌とやいふべからむ」とある。つまり、仮名序においてただごと歌に付せられている例歌である「いつはりの」の歌は、「とめ歌」であるというのである。ということは、「とめ歌」＝「かぞへ歌」という解釈が、古注では成り立つということになる。とめ歌(注2)については、小沢氏は前掲書において『余材抄』の記述を例にあげ、「とめ」とは「尋ね求める」の意味ではなからうかと述べられている。また、片桐洋一氏は『古今和歌集全評(注2)』において、「とめ歌」は他に用例が見られないため確

言は出来ないとしながらも、「いつはりのなき世」の歌を、「無いものねだりの歌ではないかと言っているのであらう。」「とめ歌」は、おそらく「もとめ歌」であろう。」と述べられており、両者とも「とめ」は「求め」であり、「いつはりのなき世」の歌は、「尋ね求める心を表現した歌」という点で一致している。しかしながら、この歌において注目したいのは、小沢氏が、これは「いつはりのなき世の中を尋ね求める歌」であると述べられている点である。確かに、この歌は「求めてゐる歌」であるが、求めているものは「いつはりのない世」であり、「道義的」な歌である。そう考えれば、ただこと歌の古注でとめ歌とされた「いつはりのなき世」の歌が、「これは直言にいひて、ものに譬へなごもせぬものなり」つまりは、「政言であり、譬喩などしない歌」に当てはまると言えよう。したがって、古注のかぞえ歌の理解は、『毛詩正義』の賦の説明と同様、政教的な意味を含んだものであったと考えられる。

二、なすらへ歌・たとへ歌

つづくなすらへ歌であるが、古注において提示されている「たらちめの」の歌とは、『万葉集』の、
たらちねの母が飼ふ蚕の繭隠りいぶせくもあるか妹に
逢はずして

という歌であらう。多少の異同は見られるものの、この歌が仮名序古注作者の意図する歌であることは間違いないであらう。この「たらちねの」の歌は、『万葉集』の「寄物陳思」の歌である。「寄物陳思」とは、「物に寄せて思いを陳べる歌」であり、『毛詩正義』に見られる鄭玄の「比託於物」という記述や、鄭氏農の「比者比方於者」に相当する。この注だけを見るのであれば、「君に今朝明日の霜をおきていなば恋しきごとに消えやわたらむ」という歌は、霜に心を寄せている歌と捉えることができるから、そこまで『毛詩正義』の説明と離れた歌とはいえない。ただ、古注が仮名序の例歌を「この歌、よくかなへりとも見えず」と否定しているのはなぜであるのか。それは、つぎのたとへ歌、とも関係してくることであるため、まずはたとへ歌について考えたい。

古注の言う、「これはよろづのくさ木とりけだものにつけて心を見するなり」とは、『毛詩正義』における、鄭氏農の「興者託事於物 則興者起也取譬引類起発心己心詩文諸拳草木鳥獸 以見意者皆興辞也」に拠ることは明白である。では、この仮名序の示した「わが恋はよむとも尽きじ荒磯海の浜の真砂はよみ尽すとも」に対し、「この歌は、隠れたる所なむなき」と述べているのはなぜかということになるが、それも『毛詩正義』に答えがある。比と興の説

明をするにあたって、「比興之先比之與雖^レ同是附託^二外物^一比^レ顯而興^レ隱」と述べているところに由来しているであろう。つまり「比興は同じように他のものに託して読むものであるけれども、比は顯にし、興は隠すものだ」、すなわち同じ喩える歌であっても比は顯喩、興は隱喩であることを『毛詩正義』は述べているのである。

仮名序に見られる「君に今朝」の歌は、物に託した顯喩の歌であり、『毛詩正義』の説明に一致する。しかしながら、「わが恋は」の歌は、古注が否定するように、隱喩ではなくむしろ顯喩の歌であるから、こちらは『毛詩正義』の説明に一致しない。『毛詩正義』の中で合わせて説明されている比と興が、仮名序において一方は説明に即しているものもう一方は説明に即していないというのが、古注の「よくかなへりとも見えず」という説明につながるのではなからうか。

ここで古注が違う例歌を提示している背景として、小沢氏は前掲書において、「君に今朝」の歌は「意味がごたごたしていてすっきりしたところがなく、少なくとも、このような例に上げる歌として適當では」無いため、「この歌よくかなへるともみえず」と批評しているのだとしている。そのため、古注は『正義』の説を読んだ上で、顯喩（ならずへ歌）・隱喩（たとへ歌）の区別をたて、例歌もまた

それにふさわしいものをあげている」と、古注は『毛詩正義』を前提とし、きちんと区別した上で改めて例歌を加えたと述べる。確かに、古注が「ならずへ歌」に添えている「たらちねの」の歌は顯喩であるから、『毛詩正義』の説明にぴったりと嵌る歌を選んでいく。また、「たとへ歌」に添えている「須磨の海人の塩焼く煙風をいたみ思はぬ方にたなびきにけり」の歌は、『古今集』巻第十四恋歌に収録されており、「煙雲」を相手の気持ちに寄せ、気持ちが変わってしまったことを述べている歌であるから、これもまた『毛詩正義』の説明に一致する。古注が『毛詩正義』にしたがって例歌を選んでいくことは確かであるが、ただ、『毛詩正義』の説明にそむいているとは言えない「君に今朝」の歌を「よくかなへりとも見えず」といい、「たらちねの」の歌を添えたのは、小沢氏の言うように、この歌が例歌に相応しくない歌だったということであろうが、それに加えて、古注作者が、仮名序作者がこの例歌を付した意図を測りかねたからではないかと思う。なずらへ歌の例歌は『毛詩正義』の「比」の説明に当てはまるが、その一方でたとへ歌の例歌は、『毛詩正義』の「興」の説明にはそぐわない。そのため仮名序作者が『毛詩正義』の「比」と「興」を意識して例歌を付したかどうかは不明であり、古注作者も其の点を疑問に思ったのではないだろうか。理解して付して

いるのであれば仮名序の例歌は適しているものであるという考えが、「よくかなへりとも見えす」という曖昧な言い方に現れているのだらう。そもそも、古注作者は「おほよそ、六種に分かれむことは、えあるまじきことになむ」と、「歌のさま六つ」に否定的な態度で注釈を加えている。その否定的な態度を明確にするために、より『毛詩正義』の説明に即している「寄物陳思」に属する歌を加えることに意味があつたのではないだらうか。

三、ただごと歌・いはひ歌

ただごと歌に関して、古注は「いつはりの世」の歌をとめ歌であるとし、「山桜飽くまで色を見つるかな花散るべくも風吹かぬ世に」の歌を新たに示している。「いつはりの世」の歌に関しては、「かぞへ歌」の項で触れたため、ここでは詳しく述べない。『詩経』序は「雅」に関して、「雅者正也言『王政之所』と記しており、雅は政治のことを述べている歌であるといっているわけであるが、それならば「いつはりの世」の歌でも「ただごと歌」に相応しくなる。しかし、ここで古注が「これは、事のととのほり、ただしきをいふなり」と述べているのは、『毛詩正義』に「雅者訓為『正也由天子以『政教齋』正天下故民述『天子之政還以齋正為王子齋正天下得』其道』則述『其美』雅之正経及宣王之

美詩之也」とあるのに拠る。そのため、「偽りの無い世を求めている」歌では「すでに整っている世の中」の歌には当てはまらないため、「この歌の心さらになはず」と述べている。そこで古注が提示しているのは「山桜飽くまで色を見つるかな花散るべくも風吹かぬ世に」という、平兼盛の歌である。これは『兼盛集』に「小野の宮のおとこの、桜の花御覧におはしましたりしに」という詞書とともに収録されている歌である。この歌は『論衡』(是応)の、「論太平瑞応。(中略)風不鳴條、雨不破塊」という故事を基にした歌であるから、「桜の花の散る風さえ吹かないほど整っている太平の世」を表現している歌ということになる。『毛詩正義』には、「小雅所陳有飲食賓客賞勞」という記述も見られ、宴の場で歌われている兼盛の歌と一致するものであらう。

いはひ歌に関して、古注は「この殿はむべも富みけり三枝のみつばよつばに殿づくりせり」の歌を、いはひ歌は「世をほめて神に告ぐ」ものであるから、「この歌、いはひ歌とは見えずなむある」と否定し、新たに「春日野に若菜摘みつつ万世をいはふ心は神ぞ知るらむ」の歌を提示している。仮名序にみられる「この殿は」の歌は、催馬楽歌である。ここにみられる催馬楽歌は、多くの殿舎が立ち並ぶ中でも、特にこの殿が立派だと解釈できる歌で、催馬楽歌とは、主

に平安時代の宮廷を中心とする貴族社会で行われた歌謡(注20)のひとつである。

この歌に関しては、「御殿の建築が見事な様」を歌ったものであるから『詩経』大序の「頌者美盛、徳之形容」以其成功に当てはまることになる。しかし、これ以下に「告神明也」と続くことが、古注の「世をほめて神に告ぐ」という言葉につながっていることは無視できない特徴である。『毛詩正義』をみれば、「頌者至神明者」や、「以其成功告於神明頌體也」という記述が見られるなど、政教的な意味をもって六義を解こうとする『毛詩正義』であるから、「政治が上手くいっていることを神に告げる」という解釈に偏っているのであろう。その『毛詩正義』の考えに、「古注」も従ったのではなからうか。そう考えれば「この殿は」の歌よりも、「春日野に」の歌の方が『毛詩正義』の意味に沿ったものであるため、改めて例歌の提示を行ったといえよう。

ここまでみてきたように、古注は『毛詩正義』の解釈によつて「むつの歌のさま」を解こうと試みていることがわかるが、ここで『毛詩正義』の「風雅頌同為_レ政(中略)動之初則名之曰風台其齊正之後則名之曰雅風俗既齋然後得能容物故功成乃謂之頌」という記述に注目したい。「風雅頌は同じ政治を為すことをいう語である。そして、風は政

治が動き始めたことをいい、その政治が正しく行われた後を雅といい、そして風俗が既に整った後の事を言うのが頌である」と『毛詩正義』は述べるのである。そこで古注のそへ歌、ただごと歌、いはひ歌に目を向けたい。

そへ歌に関しては、古注は特に何も述べていないから、仮名序に従うということでのよいだろう。とすれば

そへ歌(風)

難波津に咲くや木の花冬こもり今は春べと咲くや
木の花

ただごと歌(雅)

山桜飽くまで色をみつるかな花ちるべくも風ふか
ぬ世に

いはひ歌(頌)

春日野に若菜摘みつつ万世をいはふ心を神ぞ知る
らむ

という流れになろう。これら三つの例歌を見たとき、まず「難波津の歌」は「そろそろ即位する 때가来た」ということであるから、政治が動き始めたことを示しているといえよう。次に「山桜」の歌で、太平の世が来たことを示し、正しい政治が行われていることを歌い、そしていはひ歌で万世の繁栄を願うという展開になっていることがわかる。とすれば、古注作者は例歌を添えるに当つて、『毛詩正義』

の「風雅頌同為^レ政」以下に続く記述をも理解し、用いていたと推測できる。

古注作者は、「歌のさま六つ」の説明を締めるにあたり、「おほよそ、六種に別れむことは、えあるまじきことになむ」と述べている。これは、無論『毛詩正義』に拠った説明ではない。しかし、その背景にあるのは、古注作者が『毛詩正義』の「六義論」にあてはめて「歌のさま六つ」を解こうとしたことであろう。

西村氏は前掲論文において、「古注は、鄭箋・孔疏にはよらず、大序か公任真名序注によって記しつつ、仮名序批判を行っていることになる」とし、つまり「古注は『毛詩正義』のうち公任真名序注が引用した部分のみを用いたか、あるいは公任真名序注そのものを参照したと見られる」との結論を導いている。しかし、これまで見てきたように、古注の作者が参照しているのは、「公任卿注」に見られる注に収まる部分だけではない。古注作者は、より広い範囲で『毛詩正義』に目を通し、理解したうえで仮名序を批判しているといえよう。古注の作者を特定することは難しいが、『毛詩正義』を深く理解していた人物であることは確かであるといえる。

(四) 公任卿注における六義

さて、古注は仮名序の「六つの歌の様」を『毛詩正義』によって解こうとしたものであるといえるが、次に「公任卿注」に目を移したい。第一、二節で、「古注」と「公任卿注」の関係と先後関係について述べたわけであるが、では「公任卿注」の六義論とはどういったものであるのか。先に述べたように「公任卿注」は、仮名序に附された物ではなく、真名序注だが、この当時の六義に対する理解を考える上では無視できない存在である。

「公任卿注」は、「古注」と同様に『毛詩正義』の影響を色濃く受けたものである。ただし、ここで注意しなければならぬのは、公任が『毛詩正義』から引用した点と、引用しなかった点、そして公任が自ら付け加えた説明である。まず、この点について言及する先行論文を見ていきたい。

山口博氏は「古今和歌集の序と中国詩論」^(注20)の中で、「中国詩論に基づいて並々ならぬ政教思想で書かれた古今序を、公任は必ずしも正当に継承したとはいえないのである」と述べ、「六義においても、和歌に適しているとはいえない政教カラーを退け、実作者としての立場から、取るべき面を採ったのである」とし、「公任卿注」は政教的カラーが省かれたものとされている。

これに対し、小沢氏は「平安前期の歌論と中国詩論」において、「公任の考えていた和歌は『古今集』の撰者たち

よりもいっそう個人の生活を重んじ、また、それだけ漢文学から独立した和歌の世界を求めたともいえるだろう」と述べ、「要するに、公任は自由な立場から漢文学に接していたが、それを『古今集』の撰者たちと較べるならば、時代の変遷であるとともに、身分の相違によるものであった。それが公任注にみられる漢籍の自由な引用方にも影響して」いると指摘、公任の六義論は、彼自身の置かれた環境からくるものとしている。また、同氏は「公任の序注は、真名序がその名称だけを上げて説明をまったくしなかった六義を、『正義』の政教主義的文学論によって解釈しようとしたもので、日本化された仮名序の六義論（歌のさま）とは対照的である」とし、公任も『毛詩正義』の政教的意味を踏襲しているという点で、山口氏と意見を異にしている。

確かに、先に述べたように「公任卿注」は『毛詩正義』と共通する部分が多い為、全く政教的観念が見られないわけではない。ただ、それは「六義」を『毛詩正義』を基において解こうとする試みのために生じた現象であり、公任が故意に政教的観念を注に組み込んだようには考えられないのである。^(まろ)

まず、風に関する説明をみてみたい。「譬喻不_二斥言_一也。今諷言体也。風_二化天下_一、正夫婦、故用_二之郷人_一云々。」

との説明は、先に述べたように、「詩経」大序の「風天下而正夫婦也故用之郷人」を引用し、「云々」で締められているだろう。ただ、公任はここで、『詩経』大序に見られる「焉用之邦国焉」を省き、新たに「尤便_二於恋歌_一。」という説明を加えている。このことにより、『詩経』大序に見られた、「国政とのかわり」に関する部分はなくなり、「正夫婦」の部分が強調される形で「恋歌に用いられる」といった締め方がされていることが大きな特色であろう。また、「譬喻不斥言也。」というのは、『毛詩正義』の「風化風刺皆謂譬喻不斥言也」を引用しているのは明白だが、それも「風化風刺」という箇所を省き、政教的意味合いをなくして、修辭的な意味だけを採用しているといえよう。そして、公任注において、このような傾向が見られるのは、風の部分のみではない。続く賦の部分では、「公任卿注」は「直陳_二其事_一、不_二譬喻_一者、法賦詞也」、比の部分は「方比_二於物_一、諸言如表_二比詞_一」と述べられている。「賦」は『毛詩正義』では、先に述べたように、「賦云鋪_二陳今之政教善惡_一」と政教的な意味を含んだ語であるが、「公任卿注」では、その意味は排除して、修辭的な意味だけとなっており、比もまた、『毛詩正義』の「比物比方於物緒言如者皆辞也」という箇所を引用しつつ、比の修辭的な用い方について説明した形となっている。

興に關しても、「公任卿注」が述べるところの「託事於物」諸拳「草木鳥獸」以見意者。法興詞也。比顯興隱云々」は、「毛詩正義」を引用している箇所である。元々、「毛詩正義」において比興とも其の説明が政教的意味を含んだものではないため、「公任卿注」もそのまま用いたのであろう。雅に關してみれば、これは風と同様、公任独自の意見が加えられている部分である。「齊正為後世法」其道述「其美」云々。称「誉時世」也。又小雅有「飲食賞勞宴賜」云々。「こまでは、「毛詩正義」の「諸拳」草木鳥獸、以見意者。皆興辭也」を引用している部分であるから、「命「飲宴」賞「美花月」可用「此体」也。」について考えなければならぬ。この部分については、先に古注について考察した部分で、「小雅有「飲食賞勞宴賜」という記述が見られることを述べたように、「毛詩正義」にも宴について触れている部分があることは事実である。しかしここで注意しなければならぬのは、「毛詩正義」では、公任が引用した箇所の後に「群臣燕賜以懷諸侯征伐以強中国樂得「賢者養育」人材於天子之政皆小事也」と続くことである。この部分を見れば、雅についても「毛詩正義」が政教的な解釈を持つて説こうとしていたことは明らかであろうし、さらに詳しく見れば「雅者訓為「正也由天子以政教齋正天下故」という記載があるのだから、公任が書き加えているような「花月を

賞するときの宴歌」といった意味合いは薄い。そう考えれば、「公任卿注」は「毛詩正義」において、政教的意味を持つて説かれている箇所を省き、ただ宴の場で読まれるということだけを強調しているという点で、違いは明白であろう。また、頌についても「美「盛徳之形容」告「神明」也」という「詩経」大序の記述のほかに「祝歌之体也。」という言葉を付け加えていることが「公任卿注」の特色であるが、これも神に告げる歌であるとして「頌者至神妙者」という政教的な意味を強調する『毛詩正義』とは異なり、祝賀の歌であることを前面に押し出しているといえよう。「公任卿注」が政教的な意味の部分省いている点に關しては、『古今集序注（顕昭注）』と比較したとき、よりその傾向が明らかとなる。『古今集序注』の六義の説明の部分では、まず本文、そして古注が記され、其の後に「公任卿注云」の形で公任の注の引用が為されている。そしてその後に、「私考」以下、顕昭独自の解説が加えられるという形になっている。ここで、「私考」以下の部分についてみていきたい。以下、顕昭注「私考」の部分に記す（一部分は公任卿注とも一致する部分）。

私考「毛詩序」云、風諷也。上以風「化」下、々以諷「刺」上」也。主文而諱諫、言「之者無」罪、聞「之者足」以自戒、故曰「風」。正義云、風言「賢聖治道之遺化」。

私考「正義」云、賦之言鋪。直鋪陳今之政教善惡。

私考「正義」云、比見今之失、不敢斥言、取比類以言之。

私考「正義」云、興者見今之美、嫌於媚諛。取善事以諭勸之。

私考「毛詩」云、言天下之事、形四方之風、謂之雅。々者正也。政有小大、故有小雅焉、有大雅焉。正義云、言今之正者、以為後世法云々。

私考「毛詩」云、美盛德之形容、以其成功告於神明也。正義云、頌之言誦也。今之德廣以美之。

顕昭注は、「私考」以下、「毛詩」もしくは「正義」で始まっており、これらは『毛詩正義』に見える文面である。とすれば、参考としている書物としては、「公任卿注」と同様であるにも関わらず、その文面が一致する箇所は少ない。そこで公任と顕昭が引用している箇所の違いを見比べれば、両者の六義の捉え方の違いが背景に有るように思われる。

まず、「風」に関しては、「公任卿注」では引用されていた「正夫婦」の部分が省かれ、「正義」云、風言賢聖治道之遺化」という政教的な意味の部分を引用している点で、「公任卿注」に見られる「尤便於恋歌」という記述との違いが確かとなっている。「比」「興」に関しては、『毛詩正義』

においても政教の意味が述べられていないため、顕昭注においても修辭的な意味の中にとどまっているが、「賦」では、「今之政教善惡」という政教の意味を述べている部分を持ち出している。また、雅に関しては、「齋正為後世法其道」と、政教の意味は含みながらも、花月を愛でる宴会での歌と纏めている「公任卿注」とは異なり、小雅・大雅の違いにまで言及する等、『毛詩正義』に書かれている政教の意味の部分を中心として抜き出していることが解る。それは「頌」についても同様であり、祝いの歌であると述べる「公任卿注」に対し、顕昭は『毛詩正義』を引用するに留めている。これも、政教の意味を省こうと試みた公任とは対照的な態度であり、顕昭は公任とは異なって六義を政教的な意味の濃いものと捉えていたと考えられる。その姿勢は、古注と近いものであったといえよう。

このように考えれば、「公任卿注」も「古注」と同様に『毛詩正義』を参考として六義を説いているにも関わらず、一方は政教の意味を前面に押し出し、もう一方は政教の意味を出来るだけ省こうとしているように考えられる。山口氏は、公任が政教の意味を省いた理由として、『新撰髓脳』に見られるように、公任は中国詩論引き写しの歌病を拒否していることをあげている。確かに、公任は『新撰髓脳』において「ことをあまたある中に、むねと去るべ

き事は、二所に同じ事のあるなり。但し言葉同じけれども、心異なるは去るべからず」と、拒否とまではいかないにしろ、歌病に従つて歌の良し悪しを判断することに批判的な立場で歌を論じている。また彼の歌の作風については、宇佐美喜三八氏が「藤原公任の歌―寛弘期の和歌の性格―」^(巻三)において、公任の歌は作歌行動が一つの生活態度となり日

常生活に即した歌が多く、純粹の詠題歌は比較的に少ないこと、また、公任の歌は「貴族の日常の情趣生活と本質的な交渉をもつて読まれてゐること」を論じ、公任の歌は、和歌が依存した生活環境を顧慮することなしには理解できないと述べられている。また、竹鼻續氏は『公任集注釈』^(巻三)において、右記のように宇佐美氏の論を纏めた後、「公任の歌は、日常生活の場で詠まれた歌がほとんどである」とされ、「初期の歌は『古今集』以来の、伝統的な発想によつて、生活感情を率直に表現した平明な歌が多いが、後には知的な趣向を用いた優美な歌が見られるようになる。こうした作家経験をとおして、理論的には、心姿装具を歌の理想的な表現様式として、流麗な声調と巧みな趣向によつて微妙な情調がかもし出される歌を理想とする『新撰髓脳』や、心と詞とが調和した余情ある歌を最高のものとする『九品和歌』の主張が生まれてくることになる」とするなど、公任の作風は日常生活に即したものであることを指摘する。

このようなことと照らし合わせてみても、やはり公任が六義を説くにあたって、『毛詩正義』から政教的意味を取り除こうとしたのには、和歌の詠作態度が少なからず反映していると考えてよいだろう。「公任卿注」と「顕昭注」との差は、この点から生まれていると推測できる。

さて、「古注」と「公任卿注」、またそれに関連して「顕昭注」の六義論について検討を加えてきたわけだが、『古今集』成立と比較的年代の近いと考えられる歌論においても「六義」に対する解釈が様々であることがわかる。これら三つは、『毛詩正義』を基にして解釈しようとして試みているものの、その政教的意味のあり方については大きな違いが見られることも注目されよう。

結

以上、中古から中世において六義がどのような論じられてきたのかを考察してきた。

平安期、『古今集』と最も近い年代に添えられたであろう古注は『毛詩正義』に沿い、仮名序を否定する姿勢から仮名序六義に注釈を加えており、『古今集』に近い年代であっても既に仮名序六義についての理解が難しいものであったことが解る。『毛詩正義』に見られる政教的な意味を引き継いだ形の古注及び顕昭注と、政教的な意味を排除

した公任注が存在することも、六義の理解をより一層困難なものとしているものといえよう。

さて、六義説を『仮名序』作者がどのような考えの下で記したのかを解き明かすために平安期における六義論をみてきた。『古今集』成立に近い注であっても、仮名序作者の意図するところの六義を正確に理解するには遠く、一番近い時代に付けられた注である古注に至っても『毛詩正義』を持ち出して「おほよそ、むくさにわかれん事は、えあるまじき事になん」といい、否定的な立場から論じているということとは、一体何を意味するのか。そのような事を考えていくと、それは六義説が、当時の人々の目に入りうる特定の書物から引用されたものではなかったということではないかという考えに至る。

六義説について、今回は日本の文献から考えてきた。たとえば、風であるが、これに関しては従来理解しやすいものとして、古くの歌論も一定の論を展開しているわけであるが、全く疑問の残らないものというわけではない。この風は市川氏によれば、「周禮の六詩」は歌謡の品目であり、「風は凡そ我が国の風俗歌に当たる」とされている。「風は風俗の風であつて、風刺の風ではない筈である」とも述べている。そして、

兎まれ風は風俗の風であつて諷刺の諷ではなく、雅

頌亦それぞれ曲名であつて、決して内容に名づけたものではない。故に雅にあたる催馬楽の神楽の曲に大前張・小前張があり、大歌所の歌に大歌・小歌があつて、詩の大雅・小雅にならつたのは蓋し適切な対比であつたと思はれる。

とされていることから、元来「風」といつたことばは、政教的な意味を含んだものではなく、「風俗歌」いうなれば民謡の意であつたと考えられる。そして、この民謡の意味をもつた「風」という言葉を詩經の大序が政教的意味をもつて解釈しようと試みたため、その影響で後々の書物も「風」を歌謡的な語ではなく、政教的な語としてとらえるようになったというのである。

これと同様なことが述べられているのが、山岸徳平氏の「古今集序文の文学論と六義」である。山岸氏はこの中の「六義と風」という項において、「六義とか六詩は、詩經独自のものであり、これを、一般の詩類に宛てはめるのは、頗る無理である。」と述べられている。また、それを我が国の和歌に当てはめたため、貫之も困つて、無理な説明を行わなければならなくなつたとしている。

さて、六詩が「周禮」をはじめとするといった市川氏と、六詩や六義は詩經独自のものであるといった山岸氏とは、この点において違いがあるが、しかしながら両氏にお

いて共通しているのが、「風」の本来的な意味である。山岸氏は以下のように言われる。

さて、その「風」とは、殆どすべてが、漂泊文学として、諸国の村里や街巷に、昔から存在した民謡の類を総合しての呼称である。(略) いずれにせよ、民間文学で、百姓や町人や婦人や、牧童や田夫野人等の謳謡したものであった。故にその内容も、あとに掲げるように男女の、怨恨とか、相思の情や、感情の苦痛や圧迫、及び、生活の圧迫や環境の刺戟などが、素材となつて居る。これが「風」なのであつて、全く、今日の民謡なのであり、佐渡節や安来節や、追分節とか五木の子守唄等々の類なのである。

両氏によれば、「風」は詩経の大序が書かれる以前は、政教の意味を示す言葉ではなく、民謡を示す語であつたと考えられる。しかしながら、詩経の大序が、「風」に政教の意味を持たせてしまったがために、その後の書物において「風」は政教の意味を含む語としてとらえられるようになった。そして、その影響を受けた仮名序作者も、詩経の序の「風」と同様な意味をもって、「そへ歌」という言葉を用いたというのである。

各々の研究者が原拠となる文献を挙げておられるが、それらすべてが詩経を元とするものであり、詩経以前の民謡

的要素を省いて考えられている。しかしながら、本当に、「風」の本来の意味である「民謡」といった要素を、仮名序作者は理解していなかったのであらうか。その点において、例歌として添えられた、難波津の歌を中心に考えていきたい。

難波津に咲くや木の花冬こもり今は春べと咲くや木の花この難波津の歌は、『日本書紀』『古事記』『万葉集』などに所見なく、文献としては『古今集』の仮名序に記載されているのが最初である。しかしながら、この歌が、かなり早い時代から手習い歌として広く知られていたことが明らかになっており、このことについては、東野治之氏「平城京出土資料よりみた難波津の歌」^(注36)に詳しい(東野氏の論については後ほど触れる)。

また、難波津歌が王仁作といわれている所以については、片桐氏が前掲書において、

王仁といふ人『日本書紀』卷十応神天皇紀によれば、百済王の使者として渡来した阿直岐が經典に通じていたので皇太子菟道稚郎子の師としたが、阿直岐が自分に勝る博士としての王仁の名前をあげたので、天皇は直ちに百済から王仁を召し皇太子の学問の師とした。

『古事記』中巻はこの王仁のことを「和邇吉師」(吉師)は朝鮮語で族長に対する敬称)と呼び、『論語』十卷、

『千字文』一卷を持参したとある。ただし、王仁が「難波津に咲くやこの花」という歌を詠んだという記述はない。『古今集』当時和歌説話として伝承されていたのであろう。

と述べられていることから明らかなように、特に記述として残されているわけではなく、歌の全貌が明らかにされたのは『古今集』の仮名序であるという点が注目されよう。

難波津の歌に関しては、これが上代に読まれたということとを沢瀨久孝氏が指摘しておられるらしい。未見のこの論については今回は触れないが、その他、難波津歌の先行研究に関しては東野氏の前掲論文に詳しいため引用する。

藪田（筆者注、嘉一郎）、荒木田（同、楠千代）氏らの研究は、法隆寺五重塔の落書をふまえ、いずれかといえは手習い手本となる以前の状況をさぐるうとしたものである。その所説はそれぞれに異なっているが、この歌を当時の民謡ないし流行り歌とする点に共通性がある。なかでも藪田氏や板橋（同、倫行）氏の論は、この歌を『続日本紀』天平六年二月朔条にみえる歌垣歌謡の一つ「難波曲」（ナニハブリ）に比定される点で一層具体的である。福山敏男氏は平安朝のナハブリ（ナニハブリ）の歌詞がこれと異なることから、かかる比定を却けておられるが、小島憲之氏も指摘さ

れている通り、上代のナニハブリはいくつかの歌詞から成っており、そのなかにこの歌があった可能性はあろう。法隆寺塔の落書の性格からみてこの歌が当時の人々の記憶にあったことは確かであり、ナニハブリの一つであったかどうかはさておいても、これが当時の民謡ないし流行り歌であったことは認めてよいと思われる。

また、東野氏はこの論において、難波津歌はただ単に流行り歌であっただけでなく、「八世紀において既に万葉仮名の手本となっていた」ため、制作年代や歌意と無関係に長く生命を保ったのであろうと述べられておられる。

難波津歌に注目したとき、この歌が民謡として広まっていたものである可能性が指摘されており、これが定説となつていくことがわかる。また、平成九年に紫香楽宮跡から出土した木簡に、難波津歌が記載されていることが近年明らかにされ、難波津歌が古くから手習歌として有名なものであったことも証明されている。とすれば、山岸徳平氏（前掲書）に見られる、「風」は本来、諸国の村里や街巷に、昔から存在した民謡の総称であったのであるから、貫之もこの「風」に対しては、十分に理解していなかったと見える、との主張は、納得し難いように思われるのである。これまでの研究においては、仮名序作者が原拠とした「六

義」を一つの書物に限定しようというものが多し。しかしながら、仮名序作者が一つの書物を参考にしたのではなく、それまで中国に広まり、日本に伝わってきた「六義」を、自分なりに解釈して「歌の六つのさま」に表現したのではないだろうか。そのために、『古今集』が成立したのと比較的近い年代に記された歌学書においても混乱が生じたように思われる。ただ、これらの論は未だ推測の域をでない。仮名序六義説がどのような意図を持って書かれたのかということは、中国の六義説は勿論、仮名序六義において使用されている語句を丁寧に解説しながら、貫之が表そうとした本来の意味を客観的な立場から読み解いていかなければならないように思う。

今回の研究では、平安期において六義説がどのような論じられ方をしてきたのかということに焦点を当てたことで、『古今集』成立に近い年代であっても、六義に関する考えが統一されていないことがわかった。ただ、仮名序六義の意味を説明するには、中国文学にみられる六義との比較、真名序六義との関係など、まだ様々な方面から見ていかなければならず、それらは今後の課題としたい。

〔注〕

(1) 両序の前後関係については、仮名序に感歎して淑望が真名序を模索したという説と、仮名序を書くためにその土台を淑望に依頼したという説があり、古来幾多の研究がなされている(両序の研究史については『和歌文学講座12 和歌研究史』昭和五九年に纏められている)。本稿においては、仮名序における「うたのむつのさま」について追求するのが目的であり、作者、先後関係については問題にはならないため触れないことにする。

(2) 中島光風「古今序六義説について、その一解釈」(『日本文学論纂』昭和七年所収、同氏著『上代歌学の研究』昭和二十年再録)、能勢朝次「古今集の六義の再検討」(『国語国文』昭和九年八月号)、市川寛「古今集六義について」(『国語国文』昭和十一年一〇月号)、「古今集序の六義に就いて」(『国語国文』昭和二十七年一〇月号)、小西甚一「文鏡秘府論考」研究編下(昭和二十六年)、松田武夫「古今集六義説の利用価値」(『平安文学研究』十九輯、昭和三十一年)、小沢正夫「古代歌学の形成」(昭和三十三年)、山岸徳平「古今集序文の文学論と六義」(『中古文学論考』昭和四七年)、石井祐啓「古今集仮名序の六義」(『和歌文学研究』第九十二号、平成十八年)などがあげられる。

(3) 『古今集顕昭注』は守覚法親王の命により、文治元(一一八五)年一〇月八日から一一月一七日の間に八回に分け注進、更に声点を加えて建久二(一一九二)年三月と八月に親王に進献(『和歌大辞典』)したものである。

(4) 小沢正夫「平安前期の歌論と中国詩論―藤原公任の歌論を中心として―」(和漢比較文学叢書11『古今集と漢文学』平成四年 汲古書院)

(5) 西村加代子「古今集仮名序」「古注」の成立」(『中古文学』第
五十六号 平成七年)

(6) 杉田まゆ子「公任歌学と古今集序注——仮名序古注と公任序
注の先後——」(『和歌解釈のバラダイム』平成十年 笠間書院)

(7) 小西基二氏は『文鏡秘府論考』において、古注と公任注の引
用する『毛詩正義』が一致するという点を根拠に、古注は公
任作の仮名序であるとしておられる。先後関係は一致しない
ものの、作者に関する考え方でいえば、この考え方は西村説
に受け継がれるものであるから、ここでは多く取り上げない。

(8) テキストは『日本歌学大系』別巻四(昭和五五年 風間書房)
によった。

※引用に関して、漢文には必要に応じて返り点を加えた。

(9) テキストは『日本歌学大系』による。

(10) 竹岡正夫『古今和歌集全評釈』(昭和五一年 右文書院)

(11) 『和歌體十種』の作者については、壬生忠岑の著であるか否か
両論あるが、ここでは、山田孝雄氏が、『日本歌学の源流』(昭
和二七年 日本書院)において、

忠岑以後の人の歌は見えぬ。それ故、内容から見て、忠岑
の作でないといふべき点は存しないといわねばならぬ。
と述べられており、忠岑に近い時代に成ったことは確かであ
ろう。

(12) 「古梓堂文庫所蔵古鈔本」については、堀部正二「校異和漢朗
詠集」(昭和五六年 大学堂書店)に「奥書を有しないが鎌倉
末期の書写と思しい古鈔本」であると述べられている。

(13) 安倍直明については明らかにされていないが、「貞和三年
(一三四年) 初秋十二月写訖んぬ。前對州勅使安倍直明花押」

と記されており、上巻の書写時期は明らかである。

(14) 時代はくだるが、菅原長親校本を底本としている朽尾武編
『「国歌集和漢朗詠集内漢字総索引附和歌断句」』(新典社総索引叢書I(昭
和六十年 新典社))を見ると、影印本には、「きみか代は」
をみせけちして、「わかきみ」としているという例も見られる。

長親本というのは、江注とされているものを中心に本文の校
合作品の評価等の書入れが多彩な本である。書写年は文化
十一年(一一八四)。但し、「国歌集和漢朗詠集内漢字総索引附和歌断句」
解題において「長親本の底本が菅家系のものであるのにせよ
室町期の写本である」とも述べられている。「わかきみ」と記
しているのは朱での訂正である。朽尾氏は奥書や書き入れな
どを詳細に検討され、長親本は貞和本から移したものであ
るが、朱の訂正箇所は、弘安三年(一一八〇)に藤達鑑(長英)
が朱・墨・両点を加えたものであると述べられていることに
注目するならば、この異同は鎌倉期に既に記されたものとい
え、この時期にこの歌の表記に揺れが見られるといえよう。

(15) 柿村重松『和漢朗詠集考證』(昭和四八年 芸林舎)

(16) 平兼盛は生年未詳—正暦元年(九九〇)—二月二十八日。光孝
天皇王子の是忠親王の孫。篤行王の子である。公任は康保三
年(九六六)—長久二年(一〇四二)正月一日である。

(17) 小沢正夫、注(2) 前掲書など。

(18) テキストは新釈漢文大系『礼記』(昭和四六—五四年 明治書院)
による。

(19) 『礼記訓纂』は、清・朱彬の手によって成った注釈書である。

(20) テキストは新釈漢文大系『春秋左氏伝』(昭和四六—五六年
明治書院)による。

(21) とめ歌に關しては、意味がとり難いことから、「このうたなど

やいふべからむ」の誤りで、次の歌を指すものだという説もある(『日本古典文学大系』)とめ歌ととっても、「このうた」ととつたとしても本論には直接影響は無い。

(22) 片桐洋一『古今和歌集全評釈』(平成十年 講談社)

(23) 『万葉集』では、「たちねの母が飼ふ蚕の繭隠りいぶせくもあるが妹に逢はずして(二九九一)」とある。

(24) 『兼盛集』では「山桜飽くまでけふは見つるかな花散るべくも風吹かぬ世に」となっている。

(25) テキストは新釈漢文大系『論衡』(昭和五一—五九年 明治書院)による。

(26) 高橋正治 私家集注釈叢刊4『兼盛集注釈』(平成五年 貴重本刊行会)に「この表現は「世」そのものが「花が散りそうにも風が吹くということがない」というのであり、事実ではなく「よく治まった世」という意味」とある。

(27) 土橋寛・小西甚一 日本古典文学大系3『古代歌謡集』(昭和三年 岩波書店)より該当歌を引用する。

この殿は
宜も 宜も富みけり 三枝の あはれ 三枝の
はれ三枝の 三つば 四つばの中に 殿つくりせりや 殿つくりせりや (37)

(28) 催馬楽の成立年代については、宮岡薫『古代歌学の構造』(昭和六二年 新典社)において、「催馬楽は多くの歌謡を撰取し、集成したもので「弘仁810〜823年の初年にはすでに存していた(三代実録)が、延喜901〜923の公式の譜が制定されたようである」といわれているが、それぞれの歌謡について

の採録状況は明確ではない」と述べられている。

(29) 山口博「古今和歌集の序と中国詩論」(『一冊の講座 古今和歌集』昭和六二年 有精堂出版)

(30) 山口氏は『新撰和歌』に見られる貫之の書いた序に基づき、古今撰者たちは政教思想を持っていたとされておられる。しかしながら、六義を政教的に説こうとした「毛詩正義」にしたがった古注と、仮名序の間には相当のずれが見られ、古今集序文における政教的概念については再考を要する。

(31) 小西氏は『文鏡秘府論考』において、「政教的修辭的意義が毛詩六義の実質なのであって、それを捨象した「六義」は存しない」と述べられており、毛詩の六義と政教的意義は切っても切り離せない関係にあることを述べておられることも参考出来るだろう。

(32) テキストは『歌学大系』別巻四による。

(33) 宇佐美喜三八「藤原公任の歌—寛弘期の和歌の性格—」(『和歌史に関する研究』昭和二十七年 若竹出版 初出、『復刻版和歌史に関する研究』平成四年 文進堂 所収)

(34) 竹鼻績 私家集注釈叢刊15『公任集注釈』(平成一六年 貴重本刊行会)

(35) 山岸徳平「古今集序文の文学論と六義」(『中古文学論考』昭和四七年 有精堂出版)

(36) 東野治之「平城京出土資料よりみた難波津の歌」(『万葉』第九八号、昭和五三年)